

(別添2)

三鷹市小・中一貫教育校におけるコミュニティ・スクール委員会に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="324 475 1108 555">○三鷹市小・中一貫教育校におけるコミュニティ・スクール委員会に関する規則</p> <p data-bbox="891 579 1108 659">平成18年3月6日 教委規則第2号</p> <p data-bbox="280 683 465 715">(目的及び設置)</p> <p data-bbox="241 738 1108 1185">第1条 三鷹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保護者及び地域の住民等(以下「地域住民等」という。)がその地域の三鷹市公立学校の運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校の運営に的確に反映し一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるため、小・中一貫教育校(三鷹市公立学校の管理運営に関する規則(昭和37年三鷹市教育委員会規則第4号)第29条に規定する小・中一貫教育校をいい、以下「学園」という。)ごとに、当該学園の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、コミュニティ・スクール委員会を置く。</p> <p data-bbox="280 1209 495 1241">(学校運営協議会)</p> <p data-bbox="241 1265 1108 1342">第2条 コミュニティ・スクール委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運</p>	<p data-bbox="1220 475 2004 555">○三鷹市小・中一貫教育校におけるコミュニティ・スクール委員会に関する規則</p> <p data-bbox="1787 579 2004 659">平成18年3月6日 教委規則第2号</p> <p data-bbox="1176 683 1361 715">(目的及び設置)</p> <p data-bbox="1137 738 2004 1185">第1条 三鷹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、保護者及び地域の住民等(以下「地域住民等」という。)がその地域の三鷹市公立学校の運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校の運営に的確に反映し一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するとともに、学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるため、小・中一貫教育校(三鷹市公立学校の管理運営に関する規則(昭和37年三鷹市教育委員会規則第4号)第29条に規定する小・中一貫教育校をいい、以下「学園」という。)ごとに、当該学園の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、コミュニティ・スクール委員会を置く。</p> <p data-bbox="1176 1209 1391 1241">(学校運営協議会)</p> <p data-bbox="1137 1265 2004 1342">第2条 コミュニティ・スクール委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運</p>

営協議会とする。

(委員)

第3条 コミュニティ・スクール委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学園（当該コミュニティ・スクール委員会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学園をいう。以下同じ。）に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学園の所在する地域の住民
- (3) 対象学園の運営に資する活動を行う者（社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員を含む。）
- (4) 対象学園を卒業した者その他の対象学園に関係を有する者
- (5) 対象学園の学園長及び副学園長その他の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 対象学園の学園長及び副学園長以外の委員については、対象学園の学園長が推薦することができる。

3 前項の推薦に当たっては、対象学園の学園長が委員の候補者を公募することができる。

4 教育委員会は、第2項の推薦があったときは、これを尊重して委員

営協議会とする。

(委員)

第3条 コミュニティ・スクール委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学園（当該コミュニティ・スクール委員会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学園をいう。以下同じ。）に在籍する児童又は生徒の保護者
- (2) 対象学園の所在する地域の住民
- (3) 対象学園の運営に資する活動を行う者（社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員を含む。）
- (4) 対象学園を卒業した者その他の対象学園に関係を有する者
- (5) 対象学園の学園長及び副学園長その他の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 対象学園の学園長及び副学園長以外の委員については、対象学園の学園長が推薦することができる。

3 前項の推薦に当たっては、対象学園の学園長が委員の候補者を公募することができる。

4 教育委員会は、第2項の推薦があったときは、これを尊重して委員

の選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

- 5 委員の定数は、30人以内で教育委員会が定める。
- 6 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。
- 7 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職職員の身分を有する。

第4条～第9条 （略）

（児童及び生徒の意見の尊重）

第10条 コミュニティ・スクール委員会は、協議の充実に図るとともに、児童及び生徒の意見を十分尊重するため、対象学園の児童及び生徒の意見を聞く機会を積極的に設けなければならない。

（会議）

- 第11条** 会長は、コミュニティ・スクール委員会の会議を招集する。
- 2 コミュニティ・スクール委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 コミュニティ・スクール委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有

の選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

- 5 委員の定数は、30人以内で教育委員会が定める。
- 6 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。
- 7 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職職員の身分を有する。

第4条～第9条 （略）

（会議）

- 第10条** 会長は、コミュニティ・スクール委員会の会議を招集する。
- 2 コミュニティ・スクール委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 コミュニティ・スクール委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有

しない。

5 会長は、必要があるときは、学園長及び副学園長その他の教職員から報告及び説明を求めることができる。

6 会長は、必要があるときは、学園長と協議のうえ、**児童及び生徒、委員以外の教職員並びにその他の第三者**に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

7 会長は、会議録を調製し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第12条 コミュニティ・スクール委員会の会議は、公開とする。ただし、対象学園の職員の人事に関する事項その他の事項について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(運営への参画促進、点検及び評価等)

第13条 コミュニティ・スクール委員会は、対象学園の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

2 コミュニティ・スクール委員会は、地域住民等に対して、その協議及び活動の状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。

しない。

5 会長は、必要があるときは、学園長及び副学園長その他の教職員から報告及び説明を求めることができる。

6 会長は、必要があるときは、学園長と協議のうえ、**委員以外の第三者**に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

7 会長は、会議録を調製し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第11条 コミュニティ・スクール委員会の会議は、公開とする。ただし、対象学園の職員の人事に関する事項その他の事項について、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(運営への参画促進、点検及び評価等)

第12条 コミュニティ・スクール委員会は、対象学園の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

2 コミュニティ・スクール委員会は、地域住民等に対して、その協議及び活動の状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。

3 コミュニティ・スクール委員会は、対象学園の運営状況について、点検及び評価を行うものとする。

4 コミュニティ・スクール委員会は、各年度終了後速やかに教育委員会に対して、コミュニティ・スクール委員会の運営状況等を報告しなければならない。

(コミュニティ・スクール委員会の適正な運営を確保するために必要な措置等)

第14条 教育委員会は、コミュニティ・スクール委員会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じてコミュニティ・スクール委員会に対して指導又は助言を行うとともに、コミュニティ・スクール委員会の運営が適正を欠くことによって対象学園の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、コミュニティ・スクール委員会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会並びに学園長及び副学園長は、コミュニティ・スクール委員会が円滑な協議を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(運営に必要な事項等)

第15条 コミュニティ・スクール委員会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、コミュニティ・スクール委員会の運営に必要な事項を定めることができる。

2 コミュニティ・スクール委員会は、その定めるところにより、部会

3 コミュニティ・スクール委員会は、対象学園の運営状況について、点検及び評価を行うものとする。

4 コミュニティ・スクール委員会は、各年度終了後速やかに教育委員会に対して、コミュニティ・スクール委員会の運営状況等を報告しなければならない。

(コミュニティ・スクール委員会の適正な運営を確保するために必要な措置等)

第13条 教育委員会は、コミュニティ・スクール委員会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じてコミュニティ・スクール委員会に対して指導又は助言を行うとともに、コミュニティ・スクール委員会の運営が適正を欠くことによって対象学園の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、コミュニティ・スクール委員会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会並びに学園長及び副学園長は、コミュニティ・スクール委員会が円滑な協議を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(運営に必要な事項等)

第14条 コミュニティ・スクール委員会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、コミュニティ・スクール委員会の運営に必要な事項を定めることができる。

2 コミュニティ・スクール委員会は、その定めるところにより、部会

等の必要な組織を置くことができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (略)

附 則 (令和3年7月8日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

等の必要な組織を置くことができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (略)